

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会給付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、同第2条第1号に規定する給付事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付の種類)

第2条 給付事業の給付の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 災害見舞金
- (3) 弔慰金
- (4) 遺児育英資金
- (5) 人間ドック受診費用補助
- (6) 教員免許更新費用等補助
- (7) 退会記念品

2 第7号を除く前各号の給付の請求は、その給付事由が現職会員期間中に生じたものに限り、これを行うことができる。

ただし、次条第4項の規定による退職後の結婚祝金の請求は、この限りでない。

(結婚祝金)

第3条 現職会員が結婚したときは、現職会員に結婚祝金として2万円を支給する。

2 前項に規定する「結婚」とは、戸籍法による婚姻及び事実上婚姻関係と同様の事情にある場合とし、「結婚したとき」とは、婚姻の届出をした日及び婚姻と同様の事実が発生した日をいう。

3 結婚祝金の請求は、婚姻の事実を証明する次の各号に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。なお、第3号の場合を除き、いずれの書類も複写したものとすることができる。

- (1) 婚姻届受理証明書
- (2) 戸籍抄(謄)本
- (3) 前2号に規定する書類に抛りがたい場合は次の書類
婚姻の事実についての申告書(第1号様式)

4 現職会員が結婚のため退職し、その日から3か月以内に結婚するときは、第1項の規定を準用する。

5 前項に規定する退職後の結婚祝金の請求は、退職予定日の1か月前から退職予定日まで第3項第3号に定める書類により、所属長の確認を受けて行

わなければならない。

(災害見舞金)

第4条 現職会員が水害、地震、火災その他の非常災害により、自己の居住の用に供する住居又は家財に損害を受けたときは、現職会員に災害見舞金として別表に掲げる損害の程度に応じ、同表に掲げる金額を支給する。

ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害の発生により、損害を受けた会員が多数であることその他特別の事情があるときは、別表に掲げる区分及び支給額にかかわらず、理事会の決議を経て別に定める。

2 前項の災害見舞金の請求に当たっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市区町村長、消防署長又は警察署長のり災証明書の写し
- (2) 被災状況報告書（第2号様式）
- (3) その他現場写真等

(弔慰金)

第5条 現職会員若しくはその配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）又は次に規定する親族が死亡したとき（現職会員又はその配偶者の死産を含む。）は、現職会員に弔慰金として次の各号に掲げる金額を支給する。

ただし、死亡した者が現職会員であるときは、その遺族に支給する。

- (1) 現職会員の死亡 16万5000円
- (2) 配偶者の死亡 6万5000円
- (3) 実(養)父母、実(養)子又は同居の義父母の死亡 2万5000円
- (4) 前2号に掲げる者以外の扶養親族（学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）（以下「給与条例」という。）第8条第2項第2号から第5号までに掲げる者（県費負担教職員以外にあっては、これに準ずる者）で、会員の扶養を受けているものをいう。）の死亡 2万円
- (5) 現職会員又はその配偶者の死産 1万円

2 前項第3号に規定する「義父母」とは、配偶者の実(養)父母をいう。

3 第1項第5号に規定する「死産」とは、妊娠4か月以上（85日以上）の死児（出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないもの。）の出産をいい、異常分べん及び母体保護法（昭和23年法律第156号）による妊娠4か月以上（85日以上）の人工妊娠中絶をした場合を含む。

なお、多胎児の死産の場合には胎児数に応じた給付を行う。

4 第1項第4号の会員の扶養を受けているものとは、給与条例第8条又は同条に準じた規定により扶養親族として認定されているもの又は地方公務員等

共済組合法等の社会保険関係法令により、被扶養者として認定されているものをいう。

- 5 第1項の弔慰金の請求に当たっては、次の区分によって死亡の事実を証明する書類等を添付しなければならない。

なお、いずれの書類の場合も複写したものとするができる。

- (1) 第1項第1号から第3号（同居の義父母の死亡を除く。）までに該当するとき。

死体埋（火）葬許可証、死亡診断書（死体検案書を含む。）、死亡届（役所の受理証明があるもの）、住民票（除票）又は戸籍抄（謄）本

- (2) 第1項第3号の同居の義父母の死亡に該当するとき。

住民票（除票）（会員と死亡した者が記載されているもの）

- (3) 第1項第4号に該当するとき。

前号に定める書類及び扶養の事実が確認できる書類

- (4) 第1項第5号に該当するとき。

死産証書（死胎検案書を含む。）、医師による診断書又は出産費・同付加金、家族出産費・同付加金請求書（公立学校共済組合提出用）

- 6 前項の弔慰金の請求者は、死亡者との続柄について、公立学校共済組合員証又は住民票等を提示し、所属長の確認を受けなければならない。

（遺児育英資金）

第6条 現職会員が死亡した場合において、その現職会員又はその配偶者の被扶養者（前条第4項に規定する者に限る。）である次の各号に掲げる遺族があるときは、その遺族に遺児育英資金としてその遺族1人につき100万円を支給する。

ただし、その遺族が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校等」という。）就学前である者については30万円を、小学校等在学中である者については20万円を、中学校若しくは中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部在学中である者については10万円を加算する。

- (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該現職会員の実（養）子及び弟妹

- (2) 地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）別表第1に掲げる障害の程度が1級に当たる障害の状態にある当該現職会員の実（養）子及び弟妹

- 2 前項第2号に規定する者は、現職会員の死亡前に、障害の程度が1級に当たる障害の状態であった被扶養者に限るものとする。

- 3 第1項の遺児育英資金の請求に当たっては、その請求の対象となる遺児と

現職会員又は配偶者との扶養関係が確認できる書類を添付するものとする。

- 4 第1項第2号に規定する者の請求に当たっては、障害の程度が1級に当たる障害の状態及びその障害の状態になった時期が証明される身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は診断書の写しを添付しなければならない。

(人間ドック受診費用補助)

第7条 現職会員が人間ドックを受診したときは、1年度につき1回に限り、3,000円を限度にその実費相当額を補助する。

- 2 前項に規定する人間ドックは、医療機関が実施するすべての人間ドック（オプション検査を含む。）、脳ドック及びPET検診とする。
- 3 補助を受けようとする者は、人間ドック補助請求書（第5号様式）に所定の事項を記入の上、領収書の写しを添付し、所属長の確認を受けて理事長に提出するものとする。

(教員免許更新費用等補助)

第8条 現職会員（事務職員、栄養教諭、栄養職員、教育関係団体役職員を除く。）が教員免許状を更新するための講習をすべて修了したときに、講習費用の一部として、1年度につき1回に限り、10,000円を限度にその実費相当額を補助する。

- 2 前項の補助を受けようとする者は、講習が終了した年度の末までに、教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所定の事項を記入の上、所属長の確認を受けて理事長に提出するものとする。ただし、年度末までに提出し難い場合、翌年度に提出できるものとする。
- 3 教員免許状の有効期間が延長された者は、延長後、最初の更新講習修了時に請求するものとする。
- 4 現職会員で講習が免除される者には、免除手続きが終了した年度に自己研鑽のための費用として、1年度につき1回に限り10,000円を補助する。
- 5 前項に規定する者は、免除手続きが終了した年度の末までに教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所定の事項を記入の上、所属長の確認を受けて理事長に提出するものとする。
- 6 現職会員である事務職員、栄養教諭、栄養職員、教育関係団体役職員が、35歳、45歳、55歳の誕生日を迎える年度に、自己研鑽のための費用として1年度につき1回に限り、10,000円を補助する。
- 7 前項に規定する者は、該当する年度の末までに教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所定の事項を記入の上、所属長の確認を受けて理事長に提出するものとする。
- 8 第2項、第4項及び第6項に規定する者が、休職等の理由により該当する

年度に請求ができなかった場合は、復職した年度の末までに教員免許更新費用等補助請求書（第6号様式）に所定の事項を記入の上、所属長の確認を受けて理事長に提出するものとする。

9 第1項、第4項及び第6項に規定する給付は現職会員期間を通じて3回を限度とする。

（退会記念品）

第9条 現職会員期間が通算10年以上かつ退会の日属する年度に50歳から54歳までである現職会員が退会したときは、現職会員又はその遺族に退会記念品として1万3,000円相当の金品を支給する。

2 現職会員期間が通算10年以上かつ退会の日属する年度に55歳以上である現職会員が退会したときは、現職会員又はその遺族に退会記念品として2万円相当の金品を支給する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による退会記念品の支給を受けた者が、再加入により前項の規定に該当する場合は、退会記念品として7,000円相当の金品を支給する。

4 前3項の支給は、現職会員期間を通じてそれぞれ1回を限度とする。

5 規則第21条第1項の規定にかかわらず、退会記念品の支給は請求によらず行う。

6 第1項、第2項に規定する年齢は、誕生日の前日をもって、1歳加算するものとし、第6条第1項第1号の年齢についても同様とする。

（給付の請求手続き）

第10条 第2条第1項第1号から第4号の給付を受けようとする者は、給付金請求書（第3号様式）に請求原因となる事実を証明する書類を添付し、所属長（現職会員であった者又はその遺族については、当該現職会員でなくなったときにおける所属長）の確認を得て、理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定により添付する書類は、本籍欄、死因欄等不要な事項を省略又は抹消し添付するものとする。

（給付の時期及び方法）

第11条 第2条第1項第1号から第6号の給付金の給付は、理事長が毎月月末に取りまとめのうえ、その翌月25日までに請求者が指定した金融機関の預金口座への振込みにより行うものとし、併せて給付金振込通知書（第4号様式）を発行するものとする。

（責任準備金）

第12条 理事長は、毎事業年度の末日現在で、退会記念品の給付に要する要支給額を責任準備金として計上し留保する。

（委任）

第13条 第1号から第6号の各様式及びその他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神奈川県教育福祉振興会給付規程は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程の規定により行っている手続き等は、この規程による手続き等とみなす。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、免許更新を要する者及び免除となる者については、更新講習受講期間が平成31年2月1日以降に始まる者から適用する。
- 2 改正後の第8条に規定する給付については、規則第22条第1項の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定は、施行日後に発生した給付事由について適用するものとし、施行日以前に発生した給付事由については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第7条の規定は、施行日後に発生した給付事由について適用するものとし、施行日以前に発生した給付事由については、従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 第8条第9項の規定にかかわらず、同条第1項及び第4項に規定する給付は昭和40年4月1日までに生まれた者は0回、昭和40年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者は1回、昭和50年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者は2回、同条第6項に規定する給付は令和2年度までに45歳の誕生日を迎えた者は2回、55歳の誕生日を迎えた者は1回を現職会員期間通じての限度とする。

別表（第4条関係）

損害の程度	金額（円）
1 住居及び家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき	200,000
1 住居及び家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の全部が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき	100,000
1 住居及び家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居及び家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居又は家財の2分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 4 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 5 住居が床上120センチメートル以上の浸水を受けたとき	60,000
1 住居又は家財の3分の1以上が焼失し、又は滅失したとき 2 住居又は家財に前号と同程度の損害を受けたとき 3 住居が床上30センチメートル以上の浸水を受けたとき	40,000